

元代の両浙都転運塩使司について

(社会科教育講座) 矢澤知行

On the LiangZhe Salt Monopoly Bureau in Yuan Dynasty

Tomoyuki YAZAWA

(平成25年7月24日受理)

1. はじめに

モンゴル元朝の国家財政において塩の専売が重要な位置を占めていたことは、よく知られている通りである。元代中国の塩政や塩法をめぐる問題については、陳高華、佐伯富、張国旺ら¹による専論があり、これまでは主として俯瞰的な視座からこの問題が論じられ、その全体像が徐々に明らかにされてきた。

小稿では、考察対象を両浙地域²に絞り、「両浙都転運塩使司」と称される官署と、そこで塩の専売を中心とする財務行政に携わっていた官僚たちに着目する。当時の両浙地域は、兩淮地域に次ぐ主要な塩産地³、かつ中国全土の中でも突出した穀倉地帯であり⁴、大運河の南方の起点としての位置を占め、しかも劉家港のような海運基地、寧波のような海外貿易港を擁していた。それゆえ元朝にとって両浙地域は江南社会を経済的に支配するうえで最も重要な拠点だったといえる。小稿では、両浙都転運塩使司の沿革やこの官署をとりまく政治経済状況の展開を整理して提示し、そこで塩政の実務に携わったことが史料上確認できる官僚を可能な限り抽出し、彼らの

動態を分析する。これらの作業を通じて、元代の塩政や塩法をめぐる具体的な歴史像を再構成することをめざしたい。

2. 両浙都転運塩使司の沿革

両浙転運塩使司が正式に発足したのは至元16年(1279)のことである。当時、元朝における中央財務を取り仕切っていたアフマド・ファナーカティー(Aḥmad Fanākatī 阿合馬)(以下、アフマド)が江南地域の経営に参入し、塩の専売による利益と各種の商税を徴収するために、この官署を杭州に置いた。これと前後して、兩淮、河間等路、山東等路にも同様に都転運塩使司(略称: 転運司、塩運司)が設けられた。

これらの都転運塩使司の前身にあたる「転運司」なる官署が、モンゴル元朝のもとで初めて立てられたのは、中統3年(1262)のことである。中国史上において、官職としての「転運使」の存在は、唐代の史料にまでさかのぼって確認することができ⁵、また、その官署にあたる「転運司」は、五代以降、例えば「塩鉄転運司」な

¹ 田山茂 1937, 陳高華 1975, 佐伯富 1985/1987, 呉慧 1988, 林樹建 1991, 張国旺 2008/2009:2009a・2009b。

² 両浙地域は、杭州・蘇州などを含む北西部の浙西と、寧波・紹興などを含む南東部の浙東とからなる。現在の江蘇省南東部から浙江省北東部にかけての地域に該当する。

³ 元代における両浙塩の位置づけについては筆者旧稿を参照。矢澤知行 2007, p.159。

⁴ 『元史』巻93 食貨志・税糧に記載されている統計によれば、江浙行省の歳入糧数は4,494,783石で、全国総計の約37%を占めていた。

⁵ 『舊唐書』巻8 玄宗本紀・開元22年8月など。

どのような名称を伴って設置された。そして、宋代になると、転運使は、民事・司法から監察・財政・軍事までの広範囲にわたる職務を遂行する要職として認識されていた。

世祖クビライの即位当初、賦税を含む地方財政の管理は、中書省を頂点とする諸路総管府など一般有司の系統が行い、中統3年に設けられた転運司もそこに属していた。しかし、クビライの側近としてアフマドが重用され、財政の大権を握るようになると、状況は一変した。アフマドは、至元3年(1266)に制国用使司を立て、至元7年(1270)にこれを尚書省に改めるとともに、諸路の転運司をその出先機関として位置づけたのである。

これ以後、中央や地方の財政権をめぐる、アフマドを筆頭とするムスリム中心の尚書省派と、皇太子チンキムを筆頭とするモンゴル貴族・漢人官僚らの中書省派との対立が表面化した。アフマドが一時期クビライの信を失った至元8年(1271)、諸路転運司は廃止され、その職務は諸路総管府に編入された。ところが、対南宋戦が佳境にさしかかっていた至元13年(1276)1月、ふたたびアフマドの提案で軍需物資調達のために随路都転運司として復活した。

南宋の首都臨安が開城し、元朝による江南支配が開始されると、至元14年(1277)、揚州にセンウ(Seng'ü 相威)を首班とする江南行御史台が成立し、江南の監察・軍事統治体制が築かれた。同年、やはり揚州にアタカイ(Ataqai 阿塔海)の率いる江淮行省が設けられ、賦税を含む行政機構が整備された。しかし、至元15年(1278)以降、尚書省のアフマドが中央から江南経営に参入してくると、アタカイらとの政争に発展した。元代両浙地域の政治は、アフマドら尚書省派のムスリム財務官僚、アタカイらモンゴル部将などが、それぞれ江南における権益の確保をめざす状況の中で展開したのである⁶。この政争の過程で、アタカイ側の圧力により随路転運司は一時期廃止され、塩課は江淮行省が取り扱うことに決まった。しかし、アフマド側も盛り返し、先述のように至元16年、塩の専売を管掌する官署として両浙都転運塩使司が設けられたのである⁷。

ところが至元19年(1282)にアフマドが暗殺され、その一族が没落すると、両浙都転運塩使司は一転して行省の属に入った。その後、海運に功のあったマングタイ(Mang γ utai 忙兀台/忙兀鵬)が江南地域で台頭してくると、至元21年(1284)、江淮行省と江南行御史台の官府は相次いで揚州から杭州に移動した。同じ年、盧世栄が江南財政を掌握するようになり、そのもとで常平塩局が設置された。これは、塩価を平準化して人民の塩購入を容易にし、官豪や商人の塩利独占を抑えるとともに、政府の財源を得ることを企図したものと考えられている⁸。盧世栄は、かつてのアフマドと同様、独立的な財政権を行使するために按察司の監察を拒否したが、結果的には諸大臣の反対で失敗し、さらに監察御史の弾劾を受けて至元22年(1285)に失脚した。

至元23年(1286)以後、安南などへの遠征のために国家財政の負担が再び増大するなか、翌至元24年(1287)、復活設置された尚書省の平章政事にサンガ(Samgha 桑哥)が起用された。すでに至元22年には、長江以北の地が江淮行省から分離した結果、江浙行省が成立しており、同行省は尚書省の専権の下に置かれた。しかしモンゴル貴族・漢人官僚らに連なる中書省系統との対立が再燃し、結果としてサンガは誣告などの罪を糾弾されて至元28年(1291)に失脚した。その結果、両浙の財務行政は「中書省—江浙行省—両浙転運塩使司」という一般有司の系統に整序された。

以上に述べたように、モンゴル時代の転運司は、尚書省系統と中書省系統との財政権をめぐる争いの中で、その位置づけを大きく変化させてきた。アフマドのもとでは、転運司は宋代と同様に財政全般に関わる広範な職務を管掌し、とりわけ対南宋戦を遂行するうえで重要な役割を果たしていた。しかし、両浙都転運塩使司が正式に置かれた至元16年(1279)には、漕運を専掌する運糧提挙司が別に立てられ、また、これと前後して榷茶都転運司、市舶都転運司などの諸色転運司も開設された。つまり、従来の転運司は徐々に機能を分化し、両浙都転運塩使司じたいも、漕運などの職掌を削ぎ落とされて、塩

⁶ 元代江南における初期政治史の展開については、堤一昭2000を参照。

⁷ 揚州には両浙都転運塩使司が置かれ、両淮の塩政を管掌した。

⁸ 佐伯1985/1987。

の専売を専掌する官署になっていったのである⁹。また、その過程において、江南接收後の軍政事務を臨時的に処理していた官員の多くが、行中書省の系統へと流れ込み、中央との結びつきを保ちながら当該地方の財務行政を担当するようになった¹⁰。転運司も、その過程で彼らや旧南宋領出身の新附官吏を吸収しつつ、その機能を分化させながら、行省の所属に帰していったと考えられるのである。

最後に、両浙都轉運塩使司における官吏の構成や、その管轄下にあった塩場などについても一瞥しておこう。『元史』巻 91 百官志などによれば、両浙都轉運塩使（転運使）の品秩は正三品で二員が置かれ、このほか、同知二員、運判二員、経歴と知事各一員、照磨一員がそれぞれ配置された。両浙都轉運塩使司の管理域内には計 45 所の塩場が点在し¹¹、各々の塩場には司令と司丞と管勾それぞれ一員が配置された。これらの塩場は、いずれも両浙地域の沿海部に位置しており、大徳 3 年（1299）には、塩場で生産された塩をいったん集積する検校所が嘉興路・杭州路・紹興路・慶元路といった大運河沿いの要所に設置された。しかし、延祐 6 年（1319）になると検校所は廃止され、代わって嘉興・紹興などに塩倉官が置かれるようになった。

3. 両浙都轉運塩使司の官僚について

本章では、両浙都轉運塩使司に任官した官僚の動態を分析することにより、両浙という特定の地域における元代塩政の具体像を再構成することを試みたい。元一代を通じた両浙都轉運塩使司の官僚すべての実名を明らかにすることはできないが、諸史料を手がかりに判明するかぎり抽出したところ、断片的なものも含め、計 54 名の人物についてのデータが得られた。それらの官僚（塩場等の吏員も一部含む）をおよその任官年代と職位によって配置整理したものが【表 1】、一方、両浙都轉運塩使

司の各官僚の赴任以前と転任以後の官歴を整理して提示したものが【表 2】である。

なお、清代に編まれた『浙江通志』巻 117 には「両浙都轉運鹽使司」の項目が設けられ、この官署に任官した 20 名の実名が挙げられている。しかしそれは、職位の区別や年代の順を考慮せず列挙されたものであり、不正確な情報も一部含まれている¹²。また、張国旺は、両浙を含む元代の全都轉運塩使司の官僚を視野に収めて、彼らの出身や選任の実態などに関する分析を行った¹³。しかし、氏の研究は、制度面を包括的に理解しようとしたものであり、個々の官僚をめぐる事情にまで考察は及んでいない。

そこで、前章で整理した元代における政治経済史の展開や両浙都轉運塩使司の沿革をふまえながら、【表 1】に挙げた人物について、出身や異動歴、官僚相互の人間関係などを以下に探っていこう。

1) 官僚の出身について

元代における塩官の選任と管理などの制度を総合的に分析した張国旺は、都轉運塩使司の官僚の出身に関していくつかの傾向が見られることを明らかにした。①旧金朝治下華北出身のいわゆる漢人が多数を占めており、旧南宋治下江南出身のいわゆる南人はきわめて少ないということ、②官吏の任用にあたって、モンゴル人を採用して長とし、色目・漢人が具体的な実務を行ってこれを補佐する蒙漢二元体制が敷かれる例が多かったこと、③吏から官になった者が多い一方で、儒士の占める割合は少なかったことなどである¹⁴。では、両浙都轉運塩使司の官僚に限った場合、どのような傾向が見られるのだろうか。

まず、【表 1】【表 2】に掲載した 54 名の官僚の出身地別の内訳は、漢人 23 名、南人 19 名、北方・西方出身者 8 名、不明 4 名となっている。上記①に関していえば、漢人の占める割合が最も多いものの、南人の割合

⁹ 陳志英・崔建軍 2006、温海清 2007、張国旺 2008/2009。

¹⁰ 李治安 2000。

¹¹ 『元典章』巻 9 吏部・官制・場務官。なお、『元史』巻 91 百官志には計 34 所の塩場が挙げられている。

¹² 同史料に列挙されている 20 名のうち、「杜徳威」は杜徳遠の誤記、「張士瞻」は張思明（字が士瞻）との重複と考えられる。

¹³ 張国旺 2008/2009。

¹⁴ 張国旺 2008/2009、pp.93-97。

両浙都転運塩使司

年代 (西暦)	大カアン	塩政に関わる 主要事項	両浙都転運塩使司			
			転運使 二員	同知 二員	副使 一員	その他 (運判, 経歴, 知事, 照磨等)
1260	世祖クビライ	転運司				
1270		制国用使司 ↓ 尚書省 転運司廃止, 諸路総管府に併入				
1280		随路転運司 随路転運司廃止 両浙転運塩使司				
1290		アフマド暗殺 盧世榮 常平塩局 ↓失脚 サンガ ↓失脚	李秉彝 (胡祇通『紫山集』卷18 「正議大夫両浙都転運使李公墓誌銘」)	陳思濟 (虞集『道園学古録』卷42 「陳文肅公神道碑」)	[李有] (『國繪宝鑑』卷5)	蕭化龍 (『萬曆紹興府志』卷28)
成宗テムル			廉希尹 (鮮于樞『困学齋雜録』)	陳思濟 (虞集『道園学古録』卷42 「陳文肅公神道碑」)	[盧克治] (『浙江通志』卷147)	鮮于樞 (鮮于樞『困学齋雜録』)
1300		検校所	忽辛(呼遜) (『元史』卷125 忽辛伝, 『浙江通志』卷117)	[趙鞏] 范(某) (『萬曆杭州府志』卷9) (『元史』卷131 拜降伝)	喬贊成 (鮮于樞『困学齋雜録』)	
1310	武宗カイシャン		可馬刺丁 (『至順鎮江志』卷14)	[儲企范] (『嘉靖山東通志』卷26)	孫拱 (『元史』卷203 工藝)	
1310	仁宗アユルバルワダ	検校所廃止, 塩倉官 「官運官銷」権塩法	梁會 (『元史』卷178 梁會伝)	瞿霆發 (『江南通志』卷141)	瞿霆發 (張翥『瞿霆發墓誌銘』(『松江府志』卷48所収))	王良 (『元史』卷19 王良伝 (書史))
1320	英宗シデバラ		張思明 (『元史』卷177 張思明伝)	于九思 (黄潛『金華黄文集』卷23 「元故中奉大夫湖南道宣慰使于公行狀」)	赤盞頭忠 (『閩書』卷57)	[吳璿] (徐一夔『始豊稿』卷12 「故元贈承務郎江浙等処行中書省左右司員外郎吳君墓誌銘」)
1330	天順帝アリギバ 文宗トク・テムル 明宗コシラ		智受益 (虞集『道園学古録』卷13 「両浙運使智公神道碑」)	郭郁 (陶瑛『運司復舊郭公敏行録』「錢郭侯浙漕之任序」「謝運使復舊郭公復学田啓」)	王良 (黄潛『金華黄文集』卷34 「中憲大夫准東道宣尉副使致仕王公墓誌銘」, 陳旅(経歴) 『安雅堂集』卷9 「王経歴惠政記」)	張樸 倪濬 (王沂『伊濱集』卷24 「張君仲爽行述」) (烏斯道『春草齋集』卷5 「転運使掾倪君太亨行狀」)
1340	寧宗イリンジバル 惠宗トゴン・テムル		王克敬 (『元史』卷184 王克敬伝)	兀都馬沙 (『至順鎮江志』卷15)	王惟賢 (蘇天爵『滋溪文稿』17 「元故大中大大夫大名路總管王公神道碑銘」)	張仲儀 (『宋文憲公集』卷42 「元故重中大夫撫州路總管張君墓誌銘」)
1340	方国珍蜂起		王都中 (黄潛『金華黄文集』31 「正奉大夫江浙等処行中書省參知政事王公墓誌銘」)	李守中 (蘇天爵『滋溪文稿』卷11 「元故嘉議大夫工部尚書李公墓誌銘」, 陳旅「李侯德政碑記」(『華陽集』卷4), 劉將孫『養吾齋集』卷18 「李運副德政碑記」)	趙知彰 (陳旅「運司同知唯陽趙公德政碑記」(『松江府志』卷29 所収))	陳文杰 (『至正四明統志』卷2)
1350	張士誠蜂起		趙知彰 (陳旅「運司同知唯陽趙公德政碑記」(『松江府志』卷29 所収))	朱升 (胡行簡『樞隠集』卷6 「元故朱公墓誌銘」)	脱歡察兒 (柯九思「運司同知賽典赤公德政碑記」(『両浙塩法志』所収))	戴文璧 (陸居仁「運司判官戴君章德政碑記」(『松江府志』卷29 所収))
1350			杜德遠 (『元史』卷41,92)	李廷佐 (『浙江通志』卷33)	趙雷澤 (『萬曆杭州府志』卷9)	吳世澄 (徐一夔『始豊稿』卷12 「故元贈承務郎江浙等処行中書省左右司員外郎吳君墓誌銘」)
1360			蘇天爵 (趙訪「又寄上蘇運使書」)	木八刺沙 (楊維禎「両浙監使司同知木八刺沙侯善政碑」)	何宗寔 (楊維禎『東維子文集』卷24 「両浙転運司書史何君墓誌銘」)	任耜 (貝瓊『清江貝先生文集』卷8 「元故両浙都転運塩使司照磨任公墓誌銘」)
1360			貢師泰 (掲泓『玩齋集』卷首 「有元故礼部尚書秘書卿貢公神道碑」)	鐵木兒不華 (貝瓊『清江貝先生文集』卷1 「送両浙転運司副使分司西路歸武林序」)	阿哈瑪特 (宋濂『庸菴集』卷14 「両浙都転運使司判官阿哈瑪特公政記」)	

在職年代不詳

范德郁 (『嘉靖山東通志』卷33)	子于潛 (『古今圖書集成氏族典』卷92)
陳崖 (『嘉靖永康縣志』卷5)	
賈慶 (『萬曆杭州府志』卷9)	

元代の兩浙都轉運塩使司について

#	人名	職名 (兩浙都轉運塩使司)	赴任以前の職種・職名	転任以後の職種・職名
1	陳思濟	同知	世祖潛部, 地方, 監察	地方 (兩淮 (兩浙?) 都轉運塩使など)
2	李秉彝	轉運使	地方 (彰德路轉運使, 都提挙漕運司事官など), 中央 (戸部侍郎)	中央
3	李有	經歷	—	地方 (江浙行省都事)
4	蕭化龍	龍頭場塩司丞	地方 (新昌県主簿など)	—
5	廉希尹	轉運使	—	—
6	盧克治	—	—	—
7	喬養成	副使	—	地方 (江浙行省員外郎など), 中央
8	鮮于樞	經歷	中央, 地方	地方 (江浙行省都事など), 中央
9	忽辛 (呼遜)	轉運使	地方 (雲南諸路轉運使など)	地方
10	趙鞏	轉運使	地方	—
11	范 [某]	同知	—	—
12	可馬刺丁	轉運使	中央	—
13	儲企范	同知	地方	—
14	孫拱	轉運使	地方, 中央	地方
15	梁會	轉運使	地方, 中央	地方
16	瞿霆發	轉運使	兩浙都轉運塩使司副使	—
17	王良	經歷	地方 (江浙省掾, 泉州市舶司, 兩浙都轉運塩使司經歷など)	地方 (海漕萬戸府經歷, 江浙行省檢校, 広州市舶司提挙など)
18	張思明	轉運使	中央 (戸部主事など)	中央 (戸部尚書など), 地方 (江浙行省左丞など)
19	于九思	副使	地方	地方 (江浙理問官, 海漕都漕運萬戸など)
20	吳璿	西勾場管勾	—	—
21	赤蓋頭忠	同知	地方 (浙省都事など)	—
22	黃潛	石堰西場監運	地方	地方, 中央
23	智受益	轉運使	地方 (海道運糧万戸など)	中央 (戸部尚書 (未命))
24	郭郁	同知	地方 (江浙行省都事など)	地方 (福建都轉運監司使など)
25	張模	知事	地方	—
26	倪濫	掾	地方 (市舶吏目など)	地方 (福建運司掾)
27	王克敬	轉運使	地方	地方 (江浙参政, 海漕萬戸など), 中央, 監察
28	晁顛	轉運使	中央 (戸部郎中), 地方	致仕
29	張仲儀	判官	地方 (戸部令史, 寶鈔庫副使)	地方
30	兀都馬沙	同知	—	地方
31	陳文杰	知事	地方	地方
32	王惟賢	轉運使	中央 (戸部郎中・侍郎), 地方 (河間都轉運塩使司同知など)	中央 (戸部尚書), 地方
33	王都中	轉運使	地方	中央 (戸部尚書), 地方 (江浙行省参政など)
34	趙知彰	同知	監察, 地方 (兩浙都轉運塩使司同知)	—
35	李守中	副使	中央, 地方	中央, 地方
36	朱升	轉運使	地方 (宜興監稅など)	—
37	脱欽察兒	同知	中央 (戸部郎中)	—
38	戴文璧	判官	—	地方 (掌分職巡塩官場)
39	吳世澄	廣盈庫大使	—	—
40	杜德遠	轉運使	地方, 中央, 監察	—
41	李廷佐	轉運使	—	中央 (戸部尚書)
42	趙雷澤	判官	地方	—
43	蘇天爵	轉運使	地方 (江浙行省参政など), 中央, 監察	—
44	木八剌沙	同知	—	—
45	何宗寔	書吏	地方	—
46	任紹	照磨	地方 (横浦場典史, 江陰鈔庫副使, 江浙理問所提控案牘など)	地方
47	阿哈瑪特	判官	—	—
48	貢師泰	轉運使	地方 (江浙行省掾など), 中央, 監察	地方 (江浙参政など), 中央 (戸部尚書など)
49	鐵木兒不華	轉運使	—	—
50	信合世禮	副使	—	—
51	范德郁	轉運使	地方 (江浙理問)	中央
52	陳崖	轉運使	—	—
53	賈慶	轉運使	中央, 監察	地方
54	子于潛	副使	—	—

もけっして少なくなかったことがわかる。②の蒙漢二元体制という特質についても、両浙においては必ずしも当てはまらない。たしかに転運使と同知の組み合わせが北方・西方出身者と漢人・南人となっているケースが見られるものの、それが必要条件だったわけでないことは一見して読みとれる。③の点については、科挙出身者であることが確認できるのは黄潛、郭郁、貢師泰の3名のみであり、たしかに吏から官となった者が圧倒的多数を占めている。しかし、元代において科挙が再開されたのは仁宗アユルバルワダ期の皇慶2年(1313)のことであり、それ以前の官僚は、基本的に科挙を経ずに仕官した士大夫層であったという点には留意すべきであろう¹⁵。

2) 官僚の異動歴について

張国旺は、元朝による江南統一後の都転運塩使司の官僚について、その直前直後に任官した職を整理して提示し、地方行政官が最も多く、次いで廉訪司などの監察官、錢穀官、そして中書省・戸部・工部・吏部といった中央行政官なども一定の割合を占めていたことを明らかにした¹⁶。両浙都転運塩使司の場合、この点についてどのような傾向が見いだせるのだろうか。

【表2】は、両浙都転運塩使司の官僚の異動歴について、同官署に任官した直前と直後だけでなく、その人物の一連の職歴を見渡しつつ整理して提示したものである。たしかに、張国旺が述べたように、両浙都転運塩使司に任官する前後に地方行政官を務めるケースが大半を占めていたことがわかる。彼らの職歴をさらに精査してみると、①江浙行省の官職(14名)、②塩政・漕運・海運に関わる官職(14名)、③戸部や監税など賦税等に関わる官職(13名)の経験者がそれぞれ一定の割合を占めていることが判明する。つまり、都転運塩使司に再度任官した者(陳思濟、瞿霆發、王良、王惟賢、趙知章、戴文

璧)から、塩政の隣接領域ともいえる漕運や海運に関わる官職、さらには賦税などに関わる官職に就いた者まで合わせると、かなりの割合を占めることになる。しかも、その多くが両浙都転運塩使司の主管官庁ともいえる江浙行省との間の人事交流を経験していたのである。このことは、塩政やその周辺領域を含む財務行政に関わるスペシャリストが、江浙行省管内の主要な財務関連の官職を、いわば「まわり持ち」のような形で担当する傾向があったことを示唆している。そして、両浙都転運塩使司はその重要な一角を占めていたのである。

3) 官僚相互の人間関係について

ここでは、再び【表1】に戻り、両浙都転運塩使司の官僚のうち、職務などを介して関わりがあったとみられる人物どうしの関係について順を追って考察する。

まず、世祖クビライ期、両浙都転運塩使司が発足した至元16年(1279)から1290年代にかけて転運使・同知・副使を務めた人物に、陳思濟、李秉彝、廉希尹、喬篔成らがいる。この時期は、アフマド暗殺(1282)の前後にあたり、都転運塩使司をめぐる位置づけが大きく変化したころにあたる。このうち陳思濟はクビライのケシク出身であり、同様にケシク出身であったクビライ側近のウイグル人廉希憲の後を追うように政界での地位を獲得した。よく知られているように廉希憲はアフマドと対立関係にあり、陳思濟もアフマドとの間に確執があったことを史料が示している¹⁷。また、陳思濟は、1280年から90年代にかけて、両浙都転運塩使司同知と転運使を務めたとみられる。その正確な任官年代を史料から導き出すことはできないが、アフマド暗殺直後に両浙都転運塩使司同知となり、その後いくつかの任地を経て、サング失脚の前後に、今度は同じ官署の転運使の職に就いたと考えられるのである¹⁸。そして、その前任者にあた

¹⁵ なお、張国旺は、塩官に見識ある儒士の出身者が少なく、総体として文化的素養が低めだったことが、塩務政策の遂行に影響を及ぼし、塩法の弛緩などの局面を根本的に改革することができなかったと述べる。しかし、儒士の出身かどうかで文化的素養の程度を測ろうとしている点と、文化的素養の低さを塩法の崩壊を結びつけようとする点には論理の飛躍がある。

¹⁶ 張国旺 2008/2009。

¹⁷ 虞集『道園学古録』巻42「通議大夫簽河南江北等處行中書省事贈正議大夫吏部尚書上輕車都尉追封潁川郡侯諡文肅陳公神道碑」、『元史』巻168陳思濟伝。

¹⁸ 『元史』巻168陳思濟伝は、「両浙」都転運塩使司ではなく、「両淮」都転運塩使司の転運使に就いたと記す。『元史』を編纂する際に前者の史料(『道園学古録』)を参照したことは疑いないが、『元史』がなぜ「両浙」を「両淮」と改訂したのかは不明であり、その理由を判断する材料は他にない。ここではさしあたり、原史料にあたる『道園学古録』の記述に従っておく。

る人物が廉希憲の弟の一人、廉希尹¹⁹であったと推定される。さらにその前任者と目される李秉彝は、十路宣撫使の一人に数えられる女真系の粘合南合の配下にあった漢人であり、官歴から見て財務・漕運・水利の分野で功績を挙げた人物である。李秉彝と陳思濟は、同時期に転運使と同知の関係にあったと考えられるが、両者の交流についての具体的な痕跡を史料上で確認することはできない。この時期、政界において尚書省派と中書省派の対立があったことは前に述べた通りだが、陳思濟、廉希尹の両者は反アフマドで、李秉彝も官歴などから見て後者すなわち中書省派に属していたことがわかる。つまり、両浙都転運塩使司は、至元 16 年（1279）の設置当初こそアフマド・尚書省系統の官署だったが、アフマド暗殺前後にはすでにその影響下から離れていたことが推定できる。また、陳思濟、廉希尹、李秉彝の三者と同じころに両浙都転運塩使司経歴の任に就いていたのが、書家として著名な鮮于樞である。彼は、自著『困学齋雜録』において、廉希尹の人柄やその逝去の際の様子などについて紹介している。同書には、同時期に両浙都転運塩使司副使を務めていた喬篋成が語った延安鄜州での逸話についても言及されており、この両者にも交流のあったことが史料上で確認できる。

その後、成宗テムル期から仁宗アユルバルワダ期にかけての時期の官僚としては、両浙都転運塩使司の副使ついで転運使を務めた瞿霆發の存在が目に入る²⁰。瞿霆發とその一族は、松江の塩場である下沙（下砂）場を経営しており、楊瑀『山居新話』巻 4 などからその繁栄ぶりを窺うことができる。塩場の経営者が両浙都転運塩使司の主要な職に就いていたのは、国家によって塩の増産とそれに由来する塩課の確保がたえず意図されていたこ

とと関わりがあるのだろう。つまり、有力な経営者自身がその先頭に立って陣頭指揮を取り、目標の塩課額の達成をめざすとともに、塩民が経済的苦境に陥ったときには瞿霆發が自ら出粟して対応するなど、塩政に関する広範囲の裁量と責任が委ねられていたと考えられる²¹。なお、元代の製塩技術資料として知られる『熬波圖』は、撰者の陳椿が元統年間に瞿氏の塩場の担当官であったとき叙述したものである²²。

瞿霆發の最晩年にあたる 1310 年代初頭、その属僚として両浙都転運塩使司書吏を務めていたのが王良である²³。そして、瞿霆發の後任として、皇慶元年（1312）に両浙都転運塩使司の転運使および副使の職に着任したのが張思明、于九思の兩名と考えられる。なお、王良はそのまま彼らの属僚となった。『元史』の記述によれば、張思明のもとで、両浙の歳課が余っていたことがあり、ある属僚が数値を増して申告しようとしたが、張思明は、歳課の額は歳ごとに一定ではなく、万一増した数値が定額となれば後々害を残すかもしれないと述べ、これに反対したという²⁴。ここでいう属僚が、于九思か王良にあたるのか、あるいはまったく別の人物なのかは判明しない。当時の両浙都転運塩使司では、できるだけ多くの塩課を国家に納めるよう圧力がかかっていたが、張思明は単純にそれに応じようとする属僚に対して牽制する態度を取ったのである。なお、塩法に関する新たな聖旨²⁵が降された延祐 5 年（1318）に、両浙都転運塩使司の管理下にあった石堰西場の監運職に就いたのが黄潛である²⁶。元代を代表する文筆家・史官として知られる黄潛は、于九思の行状、王良の墓誌銘、そして後述の王都中の墓誌銘をそれぞれ撰している²⁷。このことから、彼らの間に少なからぬ繋がりがあったことが認められる。

¹⁹ 鮮于樞『困学齋雜録』の伝本は、廉希尹を「廉希貢」と誤記している。王徳毅他編『元人傳記資料索引』中華書局、1987年、p.1506を参照。

²⁰ 瞿霆發については、周藤吉之 1969、p.391、植松正 1997、p.323、植松正 1999、p.38、森正夫 1972、p.88 などにも言及が見られる。

²¹ 張翥「瞿霆發墓誌銘」（『松江府志』巻 48 所収）。

²² 詳細は吉田寅 1986 などを参照。

²³ 王良に関しては、森正夫 1972、周藤吉之 1969、植松正 1997:1999 などの先行研究も参照。

²⁴ 『元史』巻 177 張思明伝。

²⁵ 『元典章』新集戸部・課程・塩課・塩法。

²⁶ 危素『危太僕文統集』巻 2「大元故翰林侍講学士中奉大夫知制誥同修国史同知經筵事贈中奉大夫江西等処行中書省參知政事護軍追封江夏郡公諡文獻黃公神道碑」。

²⁷ 黄潛『金華黄文集』巻 23「元故中奉大夫湖南道宣慰使于公行状」、同巻 34「中憲大夫准東道宣尉副使致仕王公墓誌銘」、同巻 31「正奉大夫江浙等処行中書省參知政事王公墓誌銘」。

その後、両浙転運塩使司やその周辺において、延祐 5 年以降に施行された塩法への対応をめぐる王良・王克敬・王都中らの人物関係が浮かび上がってくる²⁸。王良は、先述の通り 1310 年代初頭に両浙都転運塩使司の書吏を務めていたが、その後、いくつかの任地を経て、天曆元年（1328）に再び両浙都転運塩使司に戻り、今度は経歴として赴任した。その数年前、紹興路総管の職にあった王克敬が、延祐 5 年の食塩法、すなわち政府が塩を直接人民に配給して代価を徴収する「官運官銷」方式の榷塩法が様々な弊害をもたらしていることを両浙行省に訴えていた。しかし回答が得られないまま、王克敬は両浙都転運塩使司の転運使に転じ、王良の上司となった。王克敬、王良の両者に加え、王克敬に代わり紹興路の新総管となった于九思（王良の両浙都転運塩使司書吏時代の上司でもある）も集まり、塩政の方針をめぐる議論が行われた。黄潛や陳旅の残した記録²⁹によれば、その内容は次のようなものだった。王克敬は、元朝政府による榷塩法が民を苦しめているため、塩課の額を縮小するよう上申すべきだと考えたが、中にはこれに強硬に反対する者もあった。その席上で王良は榷塩法の弊害を説くとともに、蘇州・杭州など商人の集まる地への税賦の移転を主張して、王克敬を弁護したのである³⁰。そのころ両浙とくに浙東では竈戸の減少傾向が見られ、竈丁への負担が増大して死者や流亡者が多数出ている。そこで王克敬は、久しく行われていなかった三年に一度の竈戸の経済状況の評価算定を行い、課税額を見直すなどの改革を行ったのである。

ところで、先述の通り、王良はかつて瞿霆發の属僚として両浙都転運塩使司書吏を務めていたが、その後、後至元四年（1338）に江浙行省検校官に転じてから、瞿霆發の長子にあたる瞿時学との間に再び接点が生じた。このころ瞿時学が田土や沙蕩を隠匿している旨の告発が

あり、江浙行省が 4 名の現地調査官を派遣することとなり、その中に王良が含まれていた。すなわち、彼は、亡きかつての上司の家への告発をめぐる調査に従事したのである。7 日間の調査ののち、瞿氏に対する告発を退ける内容の報告書「議免増科田糧案³¹」を提出した。王良は、この報告書の中で、松江府の海隅の民の塩課は三十余万錠であり、もしわずかな塗蕩田糧や未徴収の塩課があったとしても、すでに十分に国家財政に貢献している、という主張を展開している。

その後、恵宗トゴン・テムルの代に入ってから、両浙都転運塩使司の転運使を務めたのが王都中である。王都中には、先述の王克敬との関係が認められる。すなわち、王都中がかつて饒州路総管の職にあったとき、番陽の飢饉の際に江浙行省の裁可を得ずに官倉米を用いて価格調整を行ったことがあり、行省の糾弾を受けたが、当時江浙行省左右司都事の職にあった王克敬が彼を弁護したため、罪を免れたという³²。王都中の両浙都転運塩使司における事蹟は、黄潛による墓誌銘³³などに詳しく掲載されている。王都中はその後、両淮都転運塩使司の転運使なども勤め上げ、最終的には王克敬と同様に江浙行省の参知政事まで昇任した。

王都中と同時期、あるいは前後の時期の両浙都転運塩使司の主要な官僚に、王惟賢、李守中、趙知章、朱升らがいる。このうち王惟賢は、王都中が両浙都転運塩使司の転運使として着任する前年に同じく転運使に着任していた。王惟賢の前任地は河間であり、そこでは河間都転運塩使司同知を務め、竈丁に支給する工本銭を自ら手渡すなど、恤民に心を砕いたとされる³⁴。そのころ、河間と同様、両浙管内の各塩場においても塩場の胥吏による工本銭の中間搾取の弊害が問題になっていたようであり³⁵、陳旅の撰した碑記から、副使の李守中や同知の趙知章が、竈丁一人ずつの名を読み上げて面前で工本銭を

²⁸ 王良、王克敬、王都中らをめぐる関係については、筆者の旧稿も参照。矢澤知行 2009。

²⁹ 黄潛『金華黄文集』巻 34 「中憲大夫准東道宣尉副使致仕王公墓誌銘」、陳旅『安雅堂集』巻 9 「王経歴恵政記」。

³⁰ 陳旅『安雅堂集』巻 9 「王経歴恵政記」および『元史』巻 192 王良伝。

³¹ 王良「議免増科田糧案」（『正徳華亭縣志』巻 4 所収）。

³² 『元史』巻 184 王克敬伝。

³³ 黄潛『金華黄先生文集』巻 31 「正奉大夫江浙等處行中書省参知政事王公墓誌銘」。

³⁴ 蘇天爵『滋溪文稿』巻 17 「元故大中大夫大名路総管王公神道碑銘」。

³⁵ 黄潛『金華黄先生文集』巻 31 「正奉大夫江浙等處行中書省参知政事王公墓誌銘」に、「朝廷給降工本銭，遭貪官汙吏掎克之餘，人戸所獲無幾。」と見える。

支給するという対応策を講じていたことがわかる³⁶。

ところで、前述の王惟賢の神道碑銘や李守中の墓誌銘を撰した蘇天爵が、元末の一時期、両浙都転運塩使司の転運使の任に就いていたことにも注意を払っておきたい。文人として著名な蘇天爵は、江浙行省参知政事などを歴任したのち、最晩年にこの職に就いたと考えられる。なお、ほぼ同時期にムバーラク・シャー (Mubārak shāh 木八刺沙) やアフマド (Aḥmad 阿哈瑪特／阿合馬) といったムスリム系の官僚が同知や判官を務めていた。ただ、彼らの相互関係を具体的に示す史料は見当たらない。1348年には方国珍が浙東地方で、1353年には張士誠が淮東地方でそれぞれ蜂起するなどしたため、江南地方から大都首都圏に向けての海運による運糧が途絶えがちになったのもこの時期である。そんな中、両浙都転運塩使、のち戸部尚書として福建に赴いた貢師泰は、塩引収入の一部を米に換え、自ら北方の直沽 (現天津) に向けて海漕を行った³⁷。

4. おわりに

小稿では、両浙都転運塩使司で塩政の実務に携わった官僚に着目し、彼らの動態を分析することによって、次の諸点を見いだすことができた。まず、官僚の出身についていえば、いわゆる南人の官僚の占める割合がけっして低くなかったこと、また、必ずしも蒙漢二元体制が取られたわけではないことが両浙の特徴として明らかとなった。次に、官僚の異動歴に着目して分析した結果、両浙で塩政に携わっていた官僚の多くが、塩政や漕運・賦税など財務行政のスペシャリストとして、江浙行省管内の関連する官職を「まわり持ち」のような形で担当する傾向があったことを推測した。それゆえ官僚どうしが職務などを通じて濃密な人間関係を構築することもあり、その具体的な実例をいくつか挙げることができた。そして、鮮于樞、黄潛、蘇天爵といった文人士大夫は、少なくとも史料を通じた見かけ上は、そうした人間関係における基軸の役割を果たしていた。

今後の課題としては次の諸点を挙げておきたい。まず、

小稿で論じた内容を、はたして両浙地域の特殊性と理解してよいのかという点について考える必要がある。そのためにも、元代に施行された塩法の地域的特質や時期的変遷を整理して提示し、両浙の官僚や地域社会の有力者がその都度どのように対応したのかという点を再検討する必要がある。また、小稿でとりあげた官僚について、各々の事蹟をさらに細かく検討することによって、彼らが塩政に携わる場面で現実にとどのような諸問題に直面していたのかという点も追究してみたい。それらの作業を通じて、モンゴル政権による江南経済支配の特質をいっそう明らかにすることが次稿以降の目標である。

《主要参考文献一覧》(アルファベット順)

- ・ 陳高華 1975 「元代塩政及其社会影響」『元代社会経済史論集』崇文書店, pp.153-175.
- ・ 陳志英・崔建軍 2006 「元代財賦運轉機構—転運司的変遷」『晋陽学刊』, pp.93-97.
- ・ 李治安 2000 『行省制度研究』南開大学出版社.
- ・ 林樹建 1991 「元代的浙塩」『浙江学刊』3, pp. 37-42+73.
- ・ 森正夫 1972 「元代浙西地方の官田の貧難佃戸に関する一検討」『名古屋大学文学部研究論集』56, pp.69-93.
- ・ 佐伯富 1985/1987 「元代における塩政」『東洋学報』66, pp.203-288 (再掲: 佐伯富『中国塩政史の研究』法律文化社, pp.297-372).
- ・ 周藤吉之 1969 『宋代史研究』東洋文庫.
- ・ 田山茂 1937 「元代の権塩法について」『史学研究』9-2, pp. 76-97.
- ・ 堤一昭 2000 「大元ウルス治下江南初期政治史」『東洋史研究』58-4, pp.1-32.
- ・ 植松正 1997 『元代江南政治社会史研究』汲古書院.
- ・ 植松正 1999 「元末浙西の地方官と富民 —江浙行省検校官王良の議案をめぐって—」『史窓』56, pp.25-51.
- ・ 温海清 2007 「元代初期諸路転運司考述」『中国史研究』115, pp.81-95.
- ・ 呉慧 1988 「遼金元塩法考略」『塩業史研究』1,

³⁶ 陳旅「運司同知睢陽趙公德政碑記」(『松江府志』卷29所収), 陳旅「李侯德政碑記」(『華陽縣志』卷4所収)。

³⁷ 揭沄『玩齋集』卷首「有元故禮部尚書秘書卿貢公神道碑」, 『元史』卷187 貢師泰伝。

pp.20-31.

- ・矢澤知行 2007 「元代兩淮地方の水運と塩業」『愛媛大学教育学部紀要』54-1, pp.157-165.
- ・矢澤知行 2009 「元代の漕運・塩業と兩浙社会」『大阪市立大学東洋史論叢 別冊特集号 東アジア海域世界における交通・交易と国家の対外政策』, pp.37-48.
- ・吉田寅 1986 「元代浙西地方における製塩業の実態 - 『熬波図』の社会史的考察 -」(野口鐵郎編『中国史における中央政治と地方社会』昭和 60 年度科学研究費補助金総合研究 (A) 研究成果報告書), pp.110-136.
- ・張国旺 2008/2009 「元代塩運司官吏的選任和管理」『中国史研究』119, pp.91-112 (再掲: 張国旺『元代権塩与社会』天津古籍出版社, pp.76-109).
- ・張国旺 2009a 『元代権塩与社会』天津古籍出版社.
- ・張国旺 2009b 「元代統一局面下塩官制度的重構」『河北学刊』29-5, pp.90-94.